



島根県報

令和6年9月20日（金）

第 5 5 1 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水産課）	2

【公 告】

建設業法の規定による営業の停止	（土木総務課）	2
公共測量の実施（3件）	（技術管理課）	3
島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務に係る提案競技の実施	（企業局総務課）	4

【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警察本部）	8
--------------------------------------	--------	---

【公安告示】

乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する合意（2件）	（警察本部）	9
--	--------	---

告 示**島根県告示第582号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社RUTSUBO	訪問介護	むすび	益田市乙吉町イ342番地1 第一ビル107	令和6年10月1日

島根県告示第583号

まいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

まいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量

令和5年12月26日 公表

令和6年9月10日 変更

まいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 島根県に配分された漁獲可能量

63,900トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	62,500トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 処分をした年月日

令和6年9月11日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号

梶谷建設

- (2) 主たる営業所の所在地
島根県大田市三瓶町志学2148番地2
- (3) 代表者の氏名
梶谷 宗敏
- (4) 許可番号
島根県知事許可（般一2）第6592号

3 処分の内容

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建築一式工事業に関する営業のうち、公共工事以外の工事に係る営業

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が受託者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(2) 期間

令和6年9月12日から同月26日までの15日間

4 処分の原因となった事実

代表者が松江地方裁判所出雲支部から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の判決を受けた。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月30日から同年12月27日まで

3 作業地域

益田市乙子町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸山達也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月4日から令和7年1月17日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和6年9月4日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

仁多郡奥出雲町上阿井地内

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務において、契約予定者を選定するため、次により提案競技を実施する。

令和6年9月20日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務

(2) 仕様

「島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技要求仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 開発業務

契約の日から令和8年3月31日まで

イ 運用保守業務

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(4) 提案価格の上限

133,271千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加できる者は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(5) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日に

においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 国、都道府県又は本県と同程度規模の市町村において、公営企業会計システムの開発業務を過去に受注した実績を有する者であること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領等の配布

ア 配布する資料

- (7) 提案競技実施要領
- (i) 仕様書（別添資料含む。）
- (ii) 本提案競技に係る様式
- (iii) 契約書（案）

イ 配布期間

令和6年9月20日（金）から同年10月4日（金）まで

ウ 配布場所

島根県企業局ホームページ（https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_kigyoo/）

エ 配布手続

守秘義務の遵守に関する誓約書（以下「誓約書」という。）を提出した者に対し、アに掲げる資料を電子メールにより交付する。

なお、誓約書の様式は、島根県企業局ホームページ（ウに同じ。）からダウンロードすること。

(2) 提案競技説明会

ア 日時

令和6年10月2日（水）午後1時30分

イ 場所

島根県松江市内中原町52 島根県職員会館1階 特別教養室

ウ 参加申込方法

電子メールによる。電子メールは、標題を「島根県公営企業会計システム提案競技説明会参加申込（事業者名）」とし、本文に事業者名、参加人数、担当者氏名、連絡先電話番号及びメールアドレスを記載した上で、令和6年9月27日（金）正午までに申し込むこと。

エ 申込先

島根県企業局総務課経理係

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問書により提出すること。

なお、質問は、ファックス又は電子メールにより受け付ける。送信後に必ず到着確認の電話をすること。

(2) 送付先

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

- (3) 提出期限は、令和6年10月7日（月）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和6年10月15日（火）までに提案競技実施要領受領者全員に対し、ファックス又は電子メールにより通知する。
- 5 提案競技参加資格確認審査に関する事項
- (1) 提出書類の種類及び部数
- 提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。
- ア 提案競技参加資格確認申請書 1部
- イ 会社概要書又は経歴書 1部
- ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部
- エ 財務諸表（決算報告書） 1部
- オ 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
- キ 担当者届 1部
- ク 受注実績届 1部（契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。）
- (2) 提出書類の形式
- 3の(1)で配布する様式による。
- (3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- ア 提出方法
- 郵送又は持参による。
- イ 提出期限
- 令和6年10月11日（金）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。
- ウ 提出先
- 11に同じ。
- (4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知
- 申請者に対し郵送で通知することとし、令和6年10月17日（木）までに発送する。
- 6 提案書等の提出
- 提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。
- (1) 提案書等の種類及び部数
- ア 提案書等提出書 1部
- イ 提案書 16部
- ウ 見積書 1部
- (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先
- ア 提出方法
- 郵送又は持参による。
- イ 提出期限
- 令和6年10月29日（火）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。
- (3) 提出先
- 11に同じ。
- 7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県公営企業会計システム開発及び運用保守業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格があると認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を明らかに満たさない提案については失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施して提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の必須要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和6年11月上旬頃までに発送する。

(5) 第2次審査の実施

令和6年11月下旬を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技実施要領に定める。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、契約予定者と随意契約を行う。なお、契約予定者が契約を辞退した場合などは審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から契約仕様書による見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県企業局財務規定（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）第90条により準用する島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

11 提案競技に関する問い合わせ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町8番地 島根県企業局総務課経理係

電話 0852-22-5674

ファックス 0852-22-5679

電子メール soumuka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

- (1) Nature of services to be required : Development and Operational Maintenance of the Shimane Prefecture Public Enterprise Accounting System, 1 set
- (2) Deadline for Submission of Proposals : 29 October 2024 (Tuesday) by 5 pm
- (3) Contact and Submission Address : Accounting Section, General Affairs Division, Bureau of Public Enterprise, Shimane Prefectural Office, 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan
TEL : 0852-22-5674

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月20日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

島根県公安委員会規則第8号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表地域再生法の部第17条の36第2項（同条第22項において準用する場合を含む。）の項中「同条第22項」を「同条第30項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第21号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年9月20日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 合意した者

- (1) 松江市交通局長
- (2) 一畑バス株式会社
- (3) 島根県公安委員会
- (4) 松江市長
- (5) 雲南市長
- (6) 中国運輸局長
- (7) 松江市地域公共交通会議会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
西日吉団地前（南進）	松江市八雲町日吉288
西日吉団地前（北進）	松江市八雲町日吉282-27
須谷	松江市八雲町熊野1299-3地先
若須谷	松江市八雲町熊野1264地先
市場	松江市八雲町熊野1157地先
岩室入口	松江市八雲町熊野1024地先
熊野大社	松江市八雲町熊野783地先
稲葉	松江市八雲町熊野727-6地先
矢谷入口	松江市八雲町熊野516-2地先
森脇	松江市八雲町熊野406地先
太田	松江市八雲町熊野314-5地先
大石	松江市八雲町熊野122-2地先
平原入口	松江市八雲町西岩坂919-2地先
八雲小学校	松江市八雲町西岩坂949-1地先
西岩坂	松江市八雲町西岩坂360-2地先
八雲支所	松江市八雲町西岩坂355-1地先
やくも幼保園	松江市八雲町東岩坂110地先
東岩坂	松江市八雲町東岩坂293地先
川向	松江市八雲町東岩坂197地先
八雲車庫	松江市八雲町東岩坂35-1地先
日吉（南進）	松江市八雲町日吉333-207地先
日吉（北進）	松江市八雲町日吉194-21地先
平原車庫	松江市八雲町平原752-3地先

中組	松江市八雲町平原520地先
草谷入口	松江市八雲町平原275-1地先
草谷	松江市八雲町平原380-3地先
平原ニュータウン	松江市八雲町平原352-2地先
畦石	松江市八雲町平原202地先
室	松江市八雲町平原49地先
下室	松江市八雲町平原24-16
萱野	松江市八雲町熊野2190地先
向畑	松江市八雲町平原935地先
奥殿集荷所	松江市八雲町平原1610-7地先
奥殿	松江市八雲町平原607地先
秋吉車庫	松江市八雲町西岩坂2366地先
家村	松江市八雲町西岩坂2269地先
下村	松江市八雲町西岩坂2178地先
桑並上組	松江市八雲町西岩坂1989地先
桑並中組	松江市八雲町西岩坂1775地先
別所越	松江市八雲町西岩坂1599-4地先
桑並下組	松江市八雲町西岩坂1514地先
隅田橋	松江市八雲町西岩坂1417-4地先
栗子橋	松江市八雲町西岩坂1272地先
秋吉髭入口	松江市八雲町東岩坂2436地先
鳥屋郷入口	松江市八雲町西岩坂2621-2地先
別所落合	松江市八雲町東岩坂1994地先
別所上組	松江市八雲町東岩坂1861-4地先
安部記念館	松江市八雲町東岩坂1766地先
八雲別所	松江市八雲町東岩坂1673地先
宮谷グリーンタウン	松江市八雲町東岩坂500-57地先
星上団地	松江市八雲町東岩坂1581-6地先
大明団地	松江市八雲町東岩坂1505-55地先
安田橋	松江市八雲町東岩坂426-9地先
早田	松江市八雲町西岩坂117-1地先
市立病院	松江市乃白町32-1
田和山(西進)	松江市田和山町76先
田和山(東進)	松江市田和山町85
みしまや田和山店	松江市田和山町41
湖南中学校前(北進)	松江市浜乃木8丁目2-31
湖南中学校前(南進)	松江市上乃木10丁目5-2
水源地(南進)	松江市東忌部町54-2
水源地(北進)	松江市東忌部町33-3
千本つつじヶ丘(南進)	松江市東忌部町96-9

千本つつじヶ丘（北進）	松江市東忌部町3193-4
千本（南進）	松江市東忌部町183-2
千本（北進）	松江市東忌部町183-2
平口（南進）	松江市西忌部町645-5
平口（北進）	松江市西忌部町645-5
久多美（南進）	松江市西忌部町558-9先
久多美（北進）	松江市西忌部町558-9先
客ヶ丘入口（南進）	松江市西忌部町587-6
客ヶ丘入口（北進）	松江市西忌部町587-6
中戸（南進）	松江市西忌部町623-6
中戸（北進）	松江市西忌部町623-6
忌部神社（南進）	松江市東忌部町950-4
忌部神社（北進）	松江市東忌部町950-4
忌部宮内（南進）	松江市東忌部町1086-2
忌部宮内（北進）	松江市東忌部町1086-2
熊山（南進）	松江市東忌部町2276-4
熊山（北進）	松江市東忌部町1453先
槇山入口（南進）	松江市東忌部町2268-1
槇山入口（北進）	松江市東忌部町2268-1
大川端（南進）	松江市東忌部町1878-1
大川端（北進）	松江市東忌部町1878-1
上大川端（南進）	松江市東忌部町2437-1
上大川端（北進）	松江市東忌部町2437-1

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

松江市と業務委託契約を締結した一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者をいう。）による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業で、その運行の様態が道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第3号に規定する区域運行であるものに限る。）の用に供する自動車で、乗車定員が14人未満のもの

島根県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車（乗合自動車を除く。以下同じ。）による乗客の乗降のための停車又は運行時間を調整するための駐車に関して、次のとおり合意したので告示する。

令和6年9月20日

島根県公安委員会委員長 藤 田 和 雄

1 合意した者

- (1) 松江市交通局長
- (2) 一畑バス株式会社
- (3) 島根県公安委員会
- (4) 松江市長

- (5) 雲南市長
- (6) 中国運輸局長
- (7) 雲南市地域公共交通協議会会長

2 旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
農林高校前（南進）	松江市乃木福富町51
農林高校前（北進）	松江市乃木福富町51
福富橋（南進）	松江市田和山町215－2
福富橋（北進）	松江市乃木福富町248－2
勝負（南進）	松江市乃白町518－3
勝負（北進）	松江市乃白町498－8先
田和山（西進）	松江市田和山町165
田和山（東進）	松江市田和山町165
田和山史跡公園（南進）	松江市乃白町28－12先
田和山史跡公園（北進）	松江市乃木福富町188－5先

3 2に掲げる停留所に停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲

雲南市が令和6年10月1日から実施する交通空白地有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める交通空白地有償運送をいう。）の用に供する自動車に限る。